

# 弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No. **30**  
2013/12



八王子・陣馬山より

多摩地区市民の皆様には、日頃、東京三弁護士会多摩地区法律相談センターをご利用いただきありがとうございます。

おかげさまで、本年度、東京三弁護士会多摩支部設立15周年を迎えました。これを記念して、「市民のための専門法律相談の拡充」をテーマに、平成26年3月8日に特別事業として無料専門法律相談会を企画しております。来年早々には改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、今年12月から、毎月第2火曜日午後1時から4時（祝日の場合には第3火曜日の同時刻）にイオンモール東久留米内の「イオンホール」において、東京三弁護士会多摩支部主催の巡回無料法律相談を行うことになりました。多摩地区市民の皆様にはぜひご利用いただきたいと存じます。

当法律相談センターでは、多摩地域の皆様のお力になれるよう様に、様々な取り組みをしています。ご意見ご要望ございましたら、東京三弁護士会多摩支部までお寄せください。

平成25年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター  
運営委員会委員長 高 木 敦 子

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階  
Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

## ドメスティック・バイオレンス法律相談の 初回相談料が無料になりました！

弁護士  
鳥 生 尚 美

東京三会多摩地区法律相談センターは、平成17年から、ドメスティック・バイオレンス法律相談（以下「DV相談」）を実施し、DVに悩んでいる方の支援に当たっています。

これまで、この相談を受ける際には、相談者に相談料を負担していただいていた。しかしながら、相談者は暴力から着の身着のまま逃れてくるなどして経済的に困窮しているケースが多いことや、相談の主たる紹介者である自治体から、無料で相談が受けられる相談機関との均衡や、相談者本人の負担から、「弁護士会の有料相談を紹介しにくい」「紹介したくてもできない」というご意見が寄せられていました。このDV相談は、DV被害者の相談において二次被害を生じさ

せないようにするために、DV研修を受けた弁護士を専門相談員として配置しているDV被害者のための相談窓口であるにもかかわらず、相談料の負担が利用を妨げる一つの原因になっている、という問題がありました。

そこで、支援を必要とされる方にとってより利用しやすい相談窓口とするため、平成25年10月1日より、DV相談の初回相談を無料で受けられることとなりました。（法テラス利用の資力要件を満たさない限りは、第2回以降の相談は従来通り有料＝30分5,000円（税抜）になります）。

DVに関するお悩みは、お気軽に東京三会多摩地区法律相談センター・DV相談をご利用ください。



## 電話ガイド 実施の報告

弁護士 関 戸 勉

立川法律相談センターにおける電話ガイド相談は下記の要領で本年9月から実施（試行）されました。これは東京三弁護士会多摩地区法律相談センター運営委員会が、自治体等との懇談会においてその設置要望が高いことから、設置の検討を経て試行にこぎつけた制度です。

実績は予想を上回り、11月半ばまでで計272件、1日平均5.5件で推移しております。

相談内容は、離婚・親族、相続、金銭・損害賠償が比較的多くありますが、特筆すべき

ものとして刑事事件の相談も相当数あります。これは電話ガイド相談が急ぎの相談には充分応えているものと考えられます。

電話相談で終了した件数が約81パーセント、面接相談や法テラス相談等に至った件数が約19パーセントです。

電話ガイドを何で知ったかについては自治体紹介がもっとも多くあります。

各自治体や各団体の皆様及び市民の皆様には電話ガイド相談をどんどん利用くださるようお願いいたします。

### 実施要領

| 相談実施曜日・時間                | 相談時間  | 電話番号         |
|--------------------------|-------|--------------|
| 月曜日から金曜日<br>午前10時から12時まで | 1人10分 | 042-548-7175 |

## 多摩地域の皆さまに対する 生活保護相談について

弁護士  
高 野 太一朗

東京三弁護士会多摩支部・貧困問題対策プロジェクトチーム（以下、「貧困P T」といいます。）では、平成26年1月より、弁護士による専門相談のひとつとして、「生活保護相談」を立ち上げます（その他の専門相談として、「交通事故相談」、「DV相談」、「高齢者相談」などがあります。お困りの際は、これらの専門相談もぜひご利用ください。）。

さて、「生活保護」と聞いて、どのような印象を持たれるでしょうか。お金がなくて仕事も十分できない人がもらう、恥ずかしいものだとお感じでしょうか。あるいは、新聞やテレビで報道されているような、不正受給が起きてしまう「けしからん」制度だとお考えでしょうか。

しかし、日本中には、あるいは、皆さまがお住まいの各地域には、本当にさまざまな人がいらっしゃいます。その中には、やむにやまれぬ事情から、どうしても仕事ができなかったり、または、仕事に就いても十分な働きをできなかったり、生活をしていくために必要なお金を稼ぐことが難しい方もいらっしゃいます（そして、お金を稼げない理由が、決して本人の責任ではないことが多々あります。）。そのような方々を、十分な収入のないまま、そのまま放置しておくべきでしょうか。

あるいは、それほど遠くない過去のことですが、「リーマンショック」という突然の出来事のため、たくさんの労働者が仕事を失いました。また、長く続く不景気のため、いつまでも安月給の人もいれば、とつぜんクビを言い渡される人も決して珍しくありません。そのような方々も、そのまま放置して何のフォローもしないままでよいのでしょうか。

率直に言って、それでよいはずがありません。思いがけないことから、たちまち生活に困ってしまうこともあるでしょう。一部のお金持ちは別かも知れませんが、多くの方々が、ある程度、生活に不安を抱えながらご生活を送られているのではないのでしょうか。

この点、我が国においては、じつは憲法上も法

律上も、生活に困ってしまった方々（生活困窮者の方々）を、そのまま放置してよいことにはなっていません。低収入または無収入の方に対しては、憲法25条に由来する「生活保護法」という法律に基づいて、適切なフォローをするよう決められています。これがおおざっぱな意味における「生活保護」です。

生活保護の内容には、さまざまなフォロー（支援）が定められています。生活困窮者の方々のため、必要最低限の（しかし、健康で文化的な）生活を送るための現金を給付する制度（生活扶助）もあれば、病気の方にかかる医療費を支給してくれるような制度（医療扶助）も含まれています。そのほか、一定額の家賃を支援してくれる制度などもあります（住宅扶助）。

すなわち、日本には「生活保護」という立派な法制度があり、これによって、たくさんの生活困窮者の方々が、それぞれにふさわしい支援を受けています。もっとも、生活保護を受けるにあたり、やはり様々なご心配があるかも知れません。ところが、これまで多摩地域では生活保護に関する弁護士による専門相談がありませんでした。

そこで私達貧困P Tは、生活困窮者の方々を念頭におき、生活保護という制度について広くご相談・ご質問を頂くため、専門相談としての「生活保護相談」を立ち上げた次第です。

また、生活保護という制度は、法律に基づいて各市町村の「福祉事務所」という役所が実際に取り扱っています。しかし、じつは各市町村によって、生活保護に関する対応が異なることもあります。場合によっては、福祉事務所の対応が不当あるいは違法であること

〈次ページへ続く〉





〈前ページから続き〉

も皆無とはいえません（近時、福祉事務所の対応が違法だったと宣言する裁判が続いています。）。そのほか、生活保護の実務を巡っては、様々な問題点が出てくる場合もあります。

私達は、現在、生活保護を受給されている方々からも、広くご相談をお受けしたいと考えております。むしろ、私達と致しましては、これまで個別に実施してきた生活保護相談の実情を踏まえ、現に生活保護を受給している方々から相当の法律相談のニーズがあると承知しております。

ですから、生活保護を受けようとされている方だけではなく、現在、受給している方、あるいはかつて受給されていた方も、お困りのことがあればぜひ遠慮なくご相談をお寄せください。

なお、相談にあたっては、日本司法支援センター（法テラス）の「法律相談援助」のほか、弁護士会独自の制度を活用します。したがって、経済的に余力のある方は別となりますが、相談にあた

り、原則として相談料を頂くことはありません。

そこで最後にご案内ですが、「生活保護相談」を希望される方は、まず、東京三弁護士会・八王子法律相談センターの専用ダイヤル（042-642-5000）までお電話をお願い致します。同センターの担当者から、その後の流れをご案内させて頂くとともに、簡単な聴き取りをさせて頂きます。

その上で、同センターから、相談希望者の方の現在地を考慮させて頂いた上で、「生活保護相談」を担当する弁護士を選定させて頂きます。その後しばらくして、相談を希望される方に直接、センターが選定した弁護士からご連絡させて頂きます。その後は、その弁護士と相談方法についてご相談下さい。また、相談後、引き続き弁護士に対して業務を依頼されたい場合には、別途、お申し出下さい。

ぜひ、お気軽に生活保護相談をご活用下さいませよう、お願い致します。

## いじめ対策について

弁護士  
村 井 朗 子

多摩支部子どもの権利に関する委員会では、少年非行、学校問題、虐待、福祉など、子どもの権利に関わる様々な問題に取り組んでおりますが、今回は、委員会がここ数年、力を入れて取り組んでいる「いじめ予防出張授業」と「弁護士子どもの悩みごと相談」、そして来年1月18日に予定するシンポジウム「いじめとどう向き合うか」を紹介いたします。

### 弁護士の「いじめ予防出張授業」

近年深刻ないじめによる自殺が発生し、いじめが大きな社会問題となっています。本年6月にはいじめ防止対策推進法が成立し、10月には国のいじめ防止の基本方針も出されました。東京では弁護士会の取り組みとして、2008年より「いじめ」をテーマに弁護士が学校で話をする「いじめ予防出張授業」を行っています。対象は概ね小学5年生から中学3年生で、これまで東京都内で延べ1万人の生徒児童がこの授業を受けています。八王子市、日野市、国分寺市、立川市など多摩地区の多くの学校でも積極的に授業が実施され

ています。授業は弁護士1名が1クラスを担当するクラス別授業で、「いじめは人権を侵害する」との視点から話をします。そして過去に起きた実際のいじめ自殺事件を題材に、いじめがひどくなるとどうなるか、正当化されるいじめはあるか、いじめた人といじめられた人の受け止め方の違いなどを話します。そして、いじめは、軽い気持ちからの悪ふざけがエスカレートし、いじめられた人の人権を深く傷つけ、最悪の場合は命をも奪ってしまうこと、他方でいじめは、いじめをした人自身の心をも傷つけていることを生徒児童に知ってもらいます。

次に、実際にクラスでいじめが起きた時にどうすればいいのかを考えます。いじめる子が気がつ

いていじめをやめる、又はいじめられている子が立ち向かっていく、というのは実際には難しい。では、いじめを周りで見ている子（傍観者）には何が出来るのかと問いかけます。そして、実はいじめを止める（なくす）力を持つのは、周りで見ている子（傍観者）であること、周りで見ている子は、いじめられている人を「支える」「受け止める」方法で、いじめの被害を減らすことができる大きな力を持っていることを、ドラえもんキャラクターに例えて説明をします。弁護士からの一方的な講義形式ではなく、生徒児童と一緒に考えてもらうような授業を心がけています。

法律の専門家である弁護士が、いじめた側といじめられた側の双方とも深く傷つくことを実際のいじめ自殺事件を通して話すことで、学校の先生の授業とはまた異なった視点から子どもの心に届けられるメッセージがあると考えています。一人でも多くの子どもを「いじめ」から守ることにつながることを願い、これからも積極的に取り組みを続けてまいります。

「いじめ予防授業」に関するお問い合わせは、弁護士会多摩支部（042-548-3800）までお願いいたします。

### 弁護士子どもの悩みごと相談

弁護士が積極的に出張して行ういじめの予防授業の他に、実際に悩んでいる子ども達の声をしっかり受け止めるという視点で、昨年度から多摩地区の弁護士を中心にした電話による無料相談も行っております。電話の開設は毎週水曜日の午後2時から5時（祝日・年末年始を除く）で、相談内容は「いじめ」「虐待」「停学・退学」「親子関係」「インターネット被害」など子どもの権利に関わる問題であれば何でも構いません。ご相談いただき、悩み事の共有、法的なアドバイスの提供などで終了することもあります。裁判や交渉をお受けすることもあります。電話に対応する弁護士は専門の研修を受けた弁護士ですので、丁寧に相談者と一緒に解決方法を考えます。継続相談が必要なときは面接相談も行います。相談は子ども本人からでも、親や周りの大人からでも構いませ

んし、相談者の秘密は守られます。電話相談と初回の面接相談は無料です。相談の結果、弁護士が事件を受任して活動する場合は費用がかかりますが、弁護士費用を援助する制度など子どもに極力負担がかからない工夫をしています。これまでも子どもに関する様々な悩みごとの相談を受け、アドバイスや支援をしてきました。ぜひ、弁護士子どもの悩みごと相談をご利用ください。

■ 弁護士子どもの  
悩みごと相談  
毎週水曜日  
午後2時～5時  
TEL 042-548-0120



### シンポジウムのお知らせ

また弁護士会多摩支部子どもの権利に関する委員会では、平成26年1月18日（土）（午後1時30分開演）に、「シンポジウム『いじめとどう向き合うか～弁護士の取り組みを通じて見えるもの～』」を予定しています。多摩地区におけるいじめ問題の把握と、いじめに対応、防止するためのネットワーク作りを目的として、当日は、いじめの構造や背景に関する専門家の講演に加え、多摩地域におけるいじめ予防出張授業等の取り組みの紹介、そして実際に長年学校でいじめに向き合ってこられた現場教員を含めてのパネルディスカッションなどを行います。いじめの構造や背景を知り、どう向き合っていくのか、いじめの被害を増やさないために地域に住む私たちに何ができるのかを考える機会にしたいと思っています。いじめの問題はいつでもどこでも起こりうる問題です。お子様などご家族が巻き込まれたときの対処方法や相談先などを知っておくことは大切なことです。モノレール高松駅前にある弁護士会多摩支部にて開催しますので、ぜひお問い合わせの上、お気軽にご参加ください。

## 法定後見制度に関する Q&A

弁護士  
志賀 野歩人

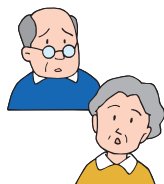
**Q1** 父親が認知症になりました。父の財産管理を代行に行いたいのですが、どうすればいいですか？

**A** 成年後見制度を利用することができます。後見制度には、本人の判断能力の程度により、成年後見、保佐、補助の3種類があり、それぞれ、援助者の権限が異なります。

**Q2** 成年後見人とは、どんな制度ですか？

**A** 成年後見とは、認知症や精神・知的障害などで、物事の判断能力が全くない人（被後見人）を、成年後見人が援助する制度です。

成年後見人は被後見人の代わりに必要な契約を行ったり、逆に被後見人のした契約を取り消したりすることが出来ます。ただし、被後見人のした行為でも、食料品の買い物のように、日常的な行為は取り消せません。



**Q3** 保佐人とは、どんな制度ですか？

**A** 保佐とは、認知症や精神・知的障害などで、判断能力が著しく低下している人（被保佐人）を保佐人が援助する制度です。

保佐人は、被保佐人のした契約のうち、不動産の売買や、借入れなど、重大なものについて、被保佐人の代わりに契約を行ったり、被保佐人の行った契約を取り消したりすることが出来ます。

**Q4** 補助人とは、どんな制度ですか？

**A** 補助人とは、認知症や精神・知的障害などで、判断能力が不十分な人（被補助人）を補助人が援助する制度です。

補助人は家庭裁判所が審判で定めた事項について、被補助人の代わりに契約をしたり、被補助人のした契約を取り消したりすることが出来ます。

**Q5** 父親が、成年後見にあたるか、保佐、補助にあたるのかはどうすればわかりますか？

**A** 精神科医に、お父様の症状を診断してもらうことになります。

**Q6** 成年後見人になるにはどうすればいいですか？

**A** まずは、家庭裁判所に、成年後見開始の審判を申し立てます。裁判所は申立てを受けて、3か月程で後見開始の決定を行い、後見人が選任されます。

**Q7** 成年後見の申立ては誰でも出来るのですか？

**A** いいえ。申立てが出来るのは、本人のほか、配偶者、4親等以内の親族など一定の人に限られます。

**Q8** 成年後見の申立てに必要な書類には何がありますか？

**A** まずは、裁判所に提出する申立書が必要になります。その他、被後見人本人の財産目録や、戸籍、住民票など、場合によっては多くの書類が必要になります。

詳しくは、家庭裁判所か、弁護士にご相談下さい。

**Q9** 申立てをするのに費用はかかりますか？

**A** はい。事案にもよりますが、申立ての際には、申立手数料の他、郵便切手代及び登記費用で、合計1万円程度を裁判所に納めなければなりません。

さらに、成年後見や、保佐の審判を申し立てる場合には、本人の病状を医師に鑑定してもらう費用として、5万～10万円程度の費用がかかります。

**Q10** 申立てをした人が成年後見人になれるのですか？

**A** いいえ。そうとは限りません。成年後見人を誰にするかは、家庭裁判所が判断しますので、必ずしも、申立人や、申立人が推薦した人になるわけではありません。場合によっては弁護士や、司法書士、社会福祉士などの専門家が選任されます。

**Q11** 私が成年後見人になった場合には、具体的に何をしますか？

**A** 被後見人の財産について、財産目録を作成したり、収支報告書を作成して家庭裁判所に提出したりします。また、被後見人の支出や、収入について金銭出納帳を作成し、被後見人の財産を管理します。

その他、後見人の職務は、被後見人の財産管理全般に及びますので、不明な時は弁護士等にご相談下さい。

**Q12** 成年後見人は、親の介護をしてくれますか？

**A** 成年後見人が自ら介護、看護を行うことは成年後見人の職務には含まれません。被後見人の介護、看護が必要な場合には、成年後見人は、被後見人の代わりに医療機関やホームヘルパーとデイサービスなどの契約をして、介護、看護をしてもらうことになります。

**Q13** 後見人は一人しかありませんか？

**A** 通常は、被後見人一人につき、後見人は一人ですが、裁判所が必要と判断すれば、複数の後見人が選任されることもあります。

**Q14** 後見人の報酬はいくらくらいですか。誰が支払うのですか？

**A** 後見人の報酬は家庭裁判所が決めた金額になります。事案によって異なります。

後見人の報酬は被後見人の財産の中から支払うことになります。

**Q15** 認知症の母親の成年後見人である兄が、母親のお金を使いこんでいるようです。どうすればいいですか？

**A** 裁判所に、別の後見人の選任を申し立てるか、後見監督人の選任を申し立てることができます。

**Q16** 後見監督人とは何ですか？

**A** 後見人の事務を監督し、後見人の行う重要な契約について同意をしたり、後見人の行った不適切な契約を取り消したりします。

**Q17** 後見制度について、さらに詳しく相談したいのですが、どこに相談すればいいのですか？

**A** 弁護士会多摩支部では、高齢者・障害者に関する専門相談を実施しています。専門相談では、多摩地域の弁護士で、高齢者・障害者に関する問題について、必要な研修を受けた弁護士が対応します。専門相談をご希望される方は、下記の電話番号にお問い合わせ下さい。

**高齢者・障害者専門法律相談  
予約電話 042-548-1190**

受付時間：毎週月～金曜日(祝日を除く)  
午前9時30分～12時  
午後1時～4時30分





# 法律相談センターのご案内

ホームページへは“東京三弁護士会多摩支部”で **検索** して下さい。

法律相談は電話予約制です。受付時間：月曜日～土曜日（祭日を除く）午前9時30分～午後4時30分

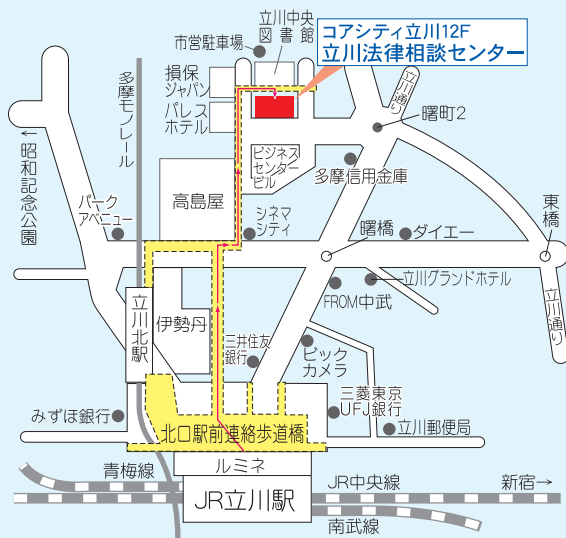
## 立川法律相談センター

〒190-0012 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

**042-548-7790**

**相談日** 月曜～土曜日（祭日を除く）  
午前10時～12時、午後1時～3時30分  
専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい。

**消費者問題相談 労働問題相談**



※JR立川駅北口より徒歩7分  
※駐車場がありませんので車での越しはご遠慮下さい

## 八王子法律相談センター

〒192-0046 東京都八王子市明神町4-1-11

**042-645-4540**

**相談日** 月・火・木・土曜日（祭日を除く）：午前10時～12時  
月曜～土曜日（祭日を除く）：午後1時～3時30分

**夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時**



※京王八王子駅西口より徒歩3分  
※JR八王子駅北口より徒歩7分  
※駐車場がありませんので車での越しはご遠慮下さい

**法律相談料金** 30分以内 **5,000円**（税抜）※延長15分につき2,500円（税抜）

■クレジット・サラ金法律相談は**無料** ★高い利子で払い過ぎていませんか？  
お気軽にご相談下さい。

## 一般相談

■相続・遺言 ■離婚問題 ■土地建物の借地・借家 ■刑事事件など

## 専門相談

■**消費者問題相談**（立川法律相談センター）  
毎週土曜日 午後1時～3時30分（祭日除く）  
TEL **042-548-7790**

■**労働問題相談**（立川法律相談センター）  
〈労働者側〉毎週火曜日 午後1時～3時30分（祭日除く）  
〈使用者側〉毎週木曜日 午後1時～3時30分（祭日除く）  
TEL **042-548-7790**

■**高齢者・障害者専門法律相談**  
東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。  
受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）  
午前9:30～12:00、午後1:00～4:30  
TEL **042-548-1190**

■**ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談**  
東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。  
受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）  
午前9:30～12:00、午後1:00～4:30 **初回面接相談無料**  
TEL **042-548-1190**

■**犯罪被害者支援相談**（初回は電話相談です。）  
受付：毎週火曜日（祭日除く）午後1:00～4:00  
TEL **042-548-3870**  
※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

■**弁護士子どもの悩みごと相談**（初回は電話相談です。）  
受付：毎週水曜日（祭日除く）午後2:00～5:00  
TEL **042-548-0120**  
※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。